

# 「大阪府青少年健全育成条例の改正案」の概要

## 1 条例の概要について

「大阪府青少年健全育成条例」は、青少年（18歳未満）の健全な育成を図ることを目的に、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護するために必要な規制を定めています。

## 2 条例改正の背景と検討経過について

スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、18歳未満の青少年がインターネットを介して児童ポルノや児童買春等の犯罪やトラブルに遭う事案があとを絶ちません。特に近年、コミュニティサイト（以下「SNS」という。）等を通じ、騙されたり脅されたりして、自らの裸体等を撮影させられた上、メール等で送られるいわゆる「自画撮り被害」が全国的に増加しています。

大阪府では、青少年が被害に遭わないよう様々な機会を捉えて注意喚起に努めていますが、被害に遭う青少年が府内でも確認されています。一旦そういった画像がインターネット上に流出するとその削除は困難であり、被害に遭った青少年の精神的な苦痛は計り知れません。

このような状況を踏まえ、大阪府では本年6月に大阪府青少年健全育成審議会に対して、SNS等に起因した青少年の性的搾取等への対応について問題提起しました。同審議会において、この問題を専門的見地から調査・審議するため、特別部会を設置し、5回にわたって検討を重ね、同年11月に同審議会から大阪府に対して提言がなされました。

提言の内容は、一、被害防止に向けた教育・啓発、相談機能等の充実・強化が何より重要、二、インターネット上のやり取りであることから、国に対して規制強化のための法改正等を働きかけるべき、三、自画撮り被害については、画像拡散等による被害の深刻さを踏まえ、条例による対応も必要という三本柱になっています。

大阪府では、この提言を踏まえ、青少年の自画撮り被害を未然に防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的に大阪府青少年健全育成条例を改正し、必要な規制を行うこととしました。

### 〔検討経過〕

平成30年6月26日	第1回大阪府青少年健全育成審議会：大阪府から「SNS等に起因した青少年の性的搾取等への対応について」問題提起 第1回特別部会において議論
7月26日	第2回特別部会 〃
8月15日	第3回特別部会 〃
9月12日	第4回特別部会 〃
10月29日	第5回特別部会 〃
11月19日	第2回青少年健全育成審議会において特別部会報告書をもとに議論
11月28日	大阪府青少年健全育成審議会から大阪府に対して、「青少年を取り巻く有害環境への対応について～コミュニティサイト等に起因した青少年の性的搾取等への対応～」提言

### 3 条例改正の内容について

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）では、児童ポルノ等※の所持や提供、製造等を罰則付きで禁止していることから、児童ポルノ等を送信させられた後は、現行法令に基づき法的な対応が可能です。しかしながら、一旦画像がインターネット上に流出するとその削除は困難であるため、被害の未然防止の観点からは十分でない場合が存在します。

また、被害前の要求段階であっても、刑法の脅迫罪や強要未遂罪、ストーカー行為等の規制等に関する法律等の適用が考えられるものの、欺いたり困惑させたりして要求する等現行法令の構成要件に至らない方法で要求する場合も数多くあります。

そのため、被害の未然防止の観点から、被害に遭う前の段階である児童ポルノ等を要求する行為を禁止し、威迫する等、悪質性の高い要求行為については罰則を課すこととします。

※児童買春・児童ポルノ禁止法第2条第3項に規定する児童ポルノ及びこれに該当する児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。

#### (1) 規制する行為及び対象

何人に対しても、青少年に、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めることを禁止します。

##### **【改正の考え方】**

- 威迫等の手段を用いず、言葉巧みに好意を抱かせて要求する等、要求手口が様々であるため、要求行為を方法の如何にかかわらず禁止することとします。
- 交際相手や友人の場合であっても画像拡散のリスク等があることから、要求相手との関係を問わず何人も対象とします。ただし、本条例第61条により、この条例の罰則は、青少年に対しては適用されません。
- 大阪府外から大阪府内の青少年に要求する場合や大阪府内から大阪府外の青少年に要求する場合も、規制の対象とします。

#### (2) 罰則

次のいずれかの方法により青少年に、当該青少年に係る児童ポルノ等を提供するよう求めた者に対し、罰則を課します。

- イ 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、提供を行うように求めた者
- ロ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、提供を行うように求めた者

##### **【改正の考え方】**

- 被害実態や犯罪手口を踏まえ、青少年の判断能力の未熟さに付け込む悪質性の高い要求行為については、青少年の健全な育成を阻害するおそれの高い行為として罰則を課します。

### 4 今後の予定について

- 平成31年2月府議会に提出予定です。
- 施行日は、平成31年4月1日を予定しています。ただし、罰則に係る部分は、同年6月1日とします。